

横浜市精神医療審査会運営要領

制定 平成 14 年 4 月 1 日（局長決裁）

最近改正 令和 6 年 2 月 29 日 健こ第 2418 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条及び同法施行令第 2 条の規定に基づき、横浜市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から、その運営に当たっては、公正かつ迅速な対応を基本として行うものとする。

（会長）

第 2 条の 2 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（議事日程）

第 3 条 審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会の議事日程を定め、あらかじめ審査会の委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第 4 条 審査会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第 5 条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第 6 条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得たうえ、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

(会議録)

第7条 審査会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 議案及び関係資料
- (6) その他審査会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審査会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで1か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとすることができる。

(合議体の設置)

第8条 審査会に2つ以上の合議体を設置する。

- 2 合議体の委員は、審査会で定める。
- 3 委員の事故等の場合には、他の合議体の委員または予備委員が臨時に委員を務めることができるものとする。

(合議体の所掌事務)

第9条 個別の案件に関しては、すべて合議体において取り扱うものとする。

- 2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。
- 3 審査の案件は、あらかじめ定められた方法により選定された合議体により取り扱うものとする。なお、個別の案件の審査に関して、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。
- 4 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

(合議体の委員長及び副委員長)

第10条 合議体に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、合議体の委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、合議体を総理し、合議体を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(合議体の会議)

第 11 条 合議体の会議は、必要に応じ、委員長が召集し、その議長となる。

2 合議体の議事は、委員長及び副委員長を含む過半数で決し、可否同数のときは次回の会議において引き続き審査会を行うものとする。

(予備委員の設置)

第 12 条 審査会は、各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を、合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行い、合議体委員の事故等の場合に臨時に合議体を構成するための予備委員としておくことができるものとする。

(関係者の排除)

第 13 条 合議体を構成する委員（以下「委員」という。）及び予備委員が次に掲げるもののいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

(1) 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神科病院の管理者又は当該精神科病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。

(2) 委員が、当該患者の措置入院時及び医療保護入院時に診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という）であるとき。

(3) 委員が、当該患者に係る直近の定期的報告又は入院期間の更新に関して診察を行った指定医であるとき。

(4) 委員が、当該患者の配偶者又は 3 親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。

(5) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。

2 委員は、前項に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には、議事に加わらないことができるものとする。

(退院等の請求審査に係る意見聴取)

第 14 条 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第 38 条の 5 第 3 項の規定に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聴かなければならない。ただし、当該請求受理以前 6 か月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

2 前項の意見聴取は、原則として審査会に先立って行うものとし、意見聴取を行う委員は、委員長が必要な都度指名するものとする。

3 意見聴取を行う委員は 2 名以上、少なくとも 1 名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。

- 4 合議体は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であっても、以下の関係者の意見を聴くことができる。
 - (1) 当該患者
 - (2) 当該患者の家族等
- 5 面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに意見陳述の機会があることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護をうける権利のあることを知らせなければならない。
- 6 原則として面接の上、当該請求に関する意見聴取を行うこととするが、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができるものとする。
- 7 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ用紙を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めることができるものとする。
- 8 当該患者が任意入院の場合、審査会が必要ないと認めたときは意見聴取は行わないこととする。

(退院等の請求審査時における関係者の意見陳述)

第15条 請求者、精神科病院の管理者又はその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、前条の意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(退院等の請求審査に係る資料の非開示)

第16条 退院等の請求審査に係る合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

(退院等の請求審査に係る市長に対する報告徴収等の要請)

第17条 審査を行うに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第38条の6の規定に基づく報告徴収等を要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。

(退院等の審査結果に係る市長への審査結果の通知)

第18条 審査会は審査終了後速やかに市長に対して、次の各号に示した内容の結果を通知するものとする。

(1) 退院の請求の場合

- ア 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること。
- イ 他の入院形態への移行が適当と認められること。
- ウ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること。
- エ 入院の継続は適当でないこと。
- オ 合議体が退院の請求を認めない場合であっても、当該請求の処遇に関し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと。

(2) 処遇の改善の請求の場合

- カ 処遇は適当と認めること。
- キ 処遇は適当でないこと、及び合議体が求める処遇を行うべきこと。

2 前項の通知には、理由の要旨を付するものとする。

3 審査会は、審査結果について、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者、及び当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(退院等の請求審査中の請求取り下げ等の取り扱い)

第 19 条 退院等の請求審査中に、請求者から請求の取り下げがあった場合、又は当該患者が病院から退院した場合、審査会はそれにより審査を終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合にはこの限りでない。

2 退院等の請求審査中に、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査の手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

(審査手続きの省略)

第 20 条 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第 36 条又は第 37 条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、第 14 条の規定による手続きを省略し、直ちに審査を行うことができる。

2 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合は、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。

(定期の報告等の審査に係わる資料の事前送付)

第 21 条 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付し、検討を依頼することができる。

(定期の報告等の審査に係わる意見聴取)

第 22 条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

- ①当該患者
- ②請求者
- ③精神科病院の管理者又はその代理人
- ④当該患者の主治医等
- ⑤当該患者の家族等

(実地指導との連携の確保)

第 23 条 審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求、定期の報告並びに入院時及び入院期間の更新に関する届出を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために市の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

- 2 審査会が市の実施する実地指導に同行を求める委員は指定医とする。
- 3 同行する委員は、1 精神科病院につき 3 名以内とする。

(審査会の会議の公開)

第 24 条 審査会の会議は、公開とする。

- 2 審査会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 3 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配付)

第 25 条 審査会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第 26 条 傍聴者は、会議の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会議において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物をもっているもの、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会議に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第 27 条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、

会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場から退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第 28 条 横浜市の有する情報公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会議に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(審査の公開等)

第 29 条 合議体の審査は非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

(庶務)

第 30 条 審査会の庶務は、横浜市こころの健康相談センターにおいて処理する。

(委任)

第 31 条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要領は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

2 横浜市精神医療審査会会則（平成 8 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。